

さいたま市告示第431号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成29年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 UNICUS浦和美園

所在地 さいたま市岩槻区美園東二丁目17番13

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ピーアンドディコンサルティング

代表者氏名 代表取締役 溝口 隆朗

住所 さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

(変更前) UNICUS浦和美園

さいたま都市計画事業岩槻南部新和西特定土地区画整理事業27街区1画地、3～22画地

(変更後) UNICUS浦和美園

さいたま市岩槻区美園東二丁目17番13

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 未定

(変更後) 株式会社ヤオコーを含む6社 別表「小売業者一覧表」参照

(4) 変更の年月日

ア 平成29年2月18日

イ 平成29年3月9日

(5) 変更する理由

ア 大規模小売店舗の町名及び地番の変更による

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の決定による

2 届出年月日

平成29年3月23日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成29年3月27日から平成29年7月27日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048(829)1966

(2) 岩槻区役所区民生活部総務課観光経済室

住所 さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号

電話 048(790)0118

FAX 048(790)0260

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成29年3月27日から平成29年7月27日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

別表「小売業者一覧表」

No.	小売業者の名称	代表者氏名	住所	屋号	主として販売する物品	変更内容	変更日	備考
1	株式会社ヤオコー	代表取締役 川野 澄人	埼玉県川越市脇田本町1番地5	ヤオコー	食料品・日用雑貨等	新規出店	H29.3.9	
2	株式会社神奈川くまざわ書店	代表取締役 熊沢 宏	東京都八王子市八日町1番11号	くまざわ書店	書籍、文具等	新規出店	H29.3.9	
3	株式会社マツモトキヨシ	代表取締役 成田 一夫	千葉県松戸市新松戸東9番地1	マツモトキヨシ	医薬品、食料品、日用雑貨等	新規出店	H29.3.9	
4	株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	ダイソー	日用雑貨、文具、食料品等	新規出店	H29.3.9	
5	株式会社ウニクスパル	代表取締役 志村 茂	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5	浦和レッズサテライトショップ	衣服、雑貨等	新規出店	H29.3.9	
6	株式会社ノジマ	代表執行役 野島 廣司	神奈川県相模原市中央区横山一丁目1番1号	ワイモバイル	携帯電話	新規出店	H29.3.9	